平成３０年（フ）第１０号
松江市古志原７丁目10番33―１号
債務者　大森　　均
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６７号
東京都青梅市今井３丁目34番地の23
債務者　栗原　　茜
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２９号
静岡市清水区御門台21番34号、旧住所静岡市葵区東千代田２丁目14番２―301号
債務者　中野ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２号
長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免36番地４　ファームヒルズⅡ203、前住所長崎県佐世保市小佐々町黒石525番地１　アートインサンヴェールⅠ　106号
債務者　宮田美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３号
長崎県佐世保市田原町13番１号　グリーンハイツ202号
債務者　久松　伽奈
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
栃木県小山市城北２丁目17番地５　コーポトレゾア205号
債務者　篠崎　裕史
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１５０８号
東京都大田区東馬込２丁目１―４―１Ｄ
債務者　五味　佳夫
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２６号
東京都板橋区宮本町３番７―107号
債務者　佐藤　浩央
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２７号
東京都板橋区成増４丁目17―５―104
債務者　小澤　高広
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５２８号
東京都足立区古千谷本町４丁目10―４―101
債務者　小山内賢洙こと　梁　　賢洙
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５３６号
東京都足立区西竹の塚１丁目10―３―504
債務者　川田　康之
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５３９号
東京都江東区大島６丁目１―２―1114
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５４２号
東京都足立区西新井６丁目12―１
債務者　新沼惠美子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５４３号
東京都品川区西品川１丁目14―15　根岸荘２号室
債務者　徳江　暁子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部